

県内市町の平成 22 年度決算見込み(普通会計)及び健全化指標等

1 決算規模

歳入においては臨時財政対策債を含む地方交付税の増加、歳出においては扶助費の増加等により、決算規模は歳入・歳出とも3年連続で増加した。

歳入	2兆4,233億円	(対前年度比+164億円、+0.7%)
歳出	2兆3,751億円	(対前年度比+70億円、+0.3%)

2 決算収支

(1) 実質収支：308億円の黒字〔全市町合計〕(前年度比+105億円)

- ・ 昭和52年度以来、34年連続黒字
- ・ 全団体に黒字(最大：姫路市(60.5億円) 最小：尼崎市(0.2億円))

(2) 実質単年度収支：322億円の黒字〔全市町合計〕(前年度比+225億円)

- ・ 3年連続黒字
- ・ 36団体黒字、5団体赤字(最大：伊丹市(41.8億円) 最小：神戸市(8.9億円))

3 歳入・歳出の状況等

(1) 歳入決算の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度		平成21年度		増減額 a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
1 地方税	884,436	36.5	895,267	37.2	10,832	1.2
うち市町村民税所得割	295,425	12.2	318,173	13.2	22,748	7.1
うち市町村民税法人税割	53,705	2.2	47,584	2.0	6,121	12.9
うち固定資産税	390,999	16.1	387,522	16.1	3,478	0.9
2 地方交付税等	467,039	19.3	384,537	16.0	82,502	21.5
地方交付税	339,862	14.0	309,264	12.8	30,598	9.9
臨時財政対策債	127,177	5.2	75,274	3.1	51,904	69.0
3 地方譲与税・交付金等	102,925	4.2	104,962	4.4	2,037	1.9
4 国庫支出金	361,561	14.9	386,240	16.0	24,678	6.4
5 県支出金	115,006	4.7	99,564	4.1	15,443	15.5
6 地方債	146,076	6.0	158,628	6.6	12,552	7.9
7 繰入金	33,077	1.4	39,837	1.7	6,760	17.0
8 その他	313,190	12.9	337,869	14.0	24,679	7.3
歳入合計	2,423,310	100.0	2,406,904	100.0	16,406	0.7
一般財源(1~3)	1,454,399	60.0	1,384,766	57.5	69,633	5.0
特定財源(4~8)	968,910	40.0	1,022,138	42.5	53,227	5.2

各欄で単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある(以下同じ)。

地方税 8,844億円(前年度比 108億円、1.2%)

- ・ 市町村民税所得割が、景気低迷の影響で2,954億円(227億円)となったこと等により減少

地方交付税等 4,670億円(前年度比+825億円、+21.5%)

- ・ 地方交付税が、基準財政需要額の増加(地域活性化・雇用等臨時特例費の創設等)及び、基準財政収入額の減少(市町村民税所得割の減等)により3,399億円(+306億円) 臨時財政対策債が、1,272億円(+519億円)となったこと等により増加

地方譲与税・交付金等 1,029億円(前年度比 20億円、1.9%)

- ・ 地方譲与税(191億円)：自動車重量税の減税に伴う自動車重量譲与税の減少等により5億円減少
- ・ 交付金(729億円)：自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減少等により11億円減少
- ・ 地方特例交付金等(109億円)：児童手当及び子ども手当特例交付金が増加したものの、前年度で特別交付金(H21：36億円)が廃止されたこと等により5億円減少

国庫支出金 3,616億円(前年度比 247億円、6.4%)

- ・ 子ども手当の創設により、児童手当及び子ども手当交付金が776億円(+585億円)となったが、前年度の定額給付金給付事業費補助金が皆減(705億円)となる等の国の経済対策に伴う交付金の縮小により減少

県支出金 1,150億円(前年度比+154億円、+15.5%)

- ・ 国の経済対策関連事業において、保育所整備事業等の国庫支出金が県の基金を通じて支出されたこと等に伴い、普通建設事業費支出金が85億円(+40億円)となったこと、災害復旧事業費支出金が22億円(+16億円)、障害者自立支援給付費が140億円(+18億円)となったこと等により増加

地方債 1,461億円(前年度比 126億円、7.9%)

- ・ 減収補填債特例分が6億円(55億円)、退職手当債が13億円(78億円)、合併特例債が228億円(20億円)となったこと等により減少

(2) 歳出決算の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度		平成21年度		増減額 a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
義務的経費	1,230,329	51.8	1,150,790	48.6	79,539	6.9
人件費	409,077	17.2	422,544	17.8	13,467	3.2
扶助費	470,370	19.8	378,405	16.0	91,965	24.3
公債費	350,883	14.8	349,841	14.8	1,041	0.3
投資的経費	313,686	13.2	301,187	12.7	12,500	4.2
普通建設事業費	307,700	13.0	297,319	12.6	10,381	3.5
補助事業費	112,051	4.7	121,425	5.1	9,374	7.7
単独事業費	177,061	7.5	157,726	6.7	19,335	12.3
災害復旧事業費	5,986	0.3	3,867	0.2	2,119	54.8
その他経費	831,112	35.0	916,183	38.7	85,071	9.3
うち物件費	243,508	10.3	245,811	10.4	2,303	0.9
うち補助費等	185,858	7.8	275,413	11.6	89,555	32.5
うち投資及び出資金・貸付金	117,531	4.9	129,774	5.5	12,242	9.4
歳出合計	2,375,128	100.0	2,368,159	100.0	6,968	0.3

義務的経費 1兆2,303億円(前年度比+795億円、+6.9%)

- ・ 人件費(4,091億円)：市町の行革の進捗に伴う定員及び退職手当等の減少により135億円減少
- ・ 扶助費(4,704億円)：国の社会保障関係経費の増加を反映し、子ども手当等による児童福祉費が1,971億円(+683億円)となったこと、生活保護費が1,663億円(+152億円)、障害者自立支援給付費等による社会福祉費が820億円(+91億円)となったこと等により920億円増加
- ・ 公債費(3,509億円)：満期一括償還債の償還の増等により10億円増加

投資的経費 3,137億円(前年度比+125億円、+4.2%)

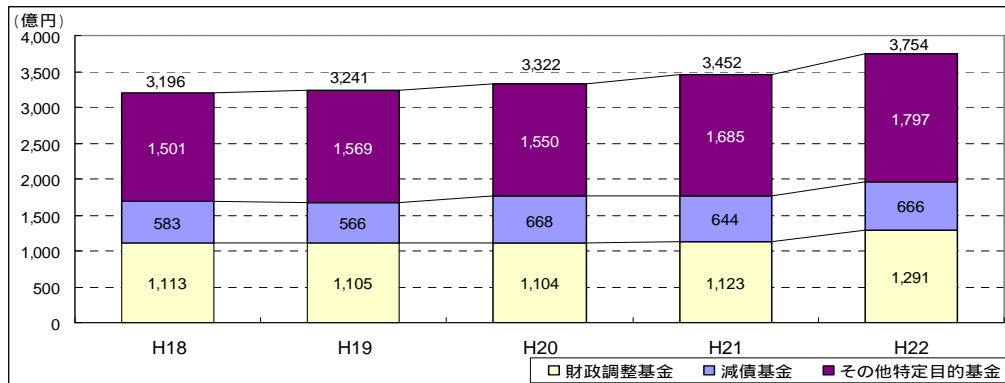
- ・ 普通建設事業費(単独事業)が、地方交付税や地域活性化交付金の活用等により1,771億円(+193億円)、災害復旧事業費が、平成21年台風9号災害等の影響等により60億円(+21億円)となったこと等により増加

その他経費 8,311億円(前年度比 851億円、9.3%)

- ・ 補助費等が、前年度の定額給付金事業等により1,859億円(896億円)、貸付金が、土地開発公社への短期貸付の縮小等により1,066億円(76億円)となったこと等により減少

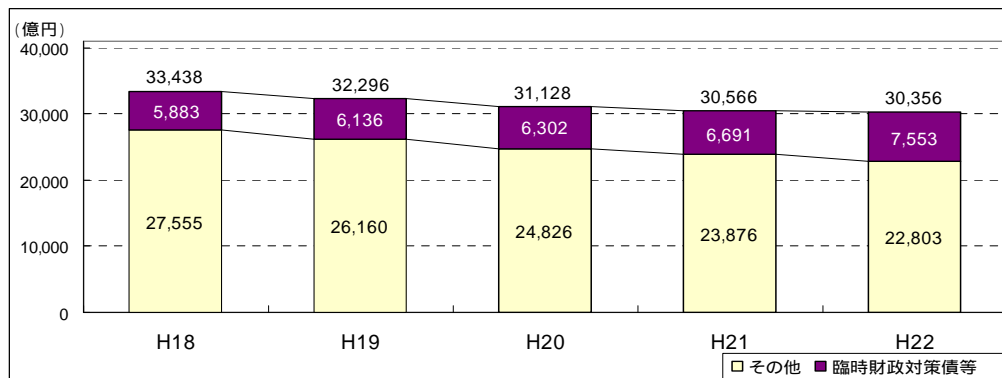
(3) 基金残高 3,754億円 (前年度比+302億円、H21末 3,452億円)

- ・ 財政調整基金の積み立て(168億円増)や合併市町における地域振興基金の積み増し等による
その他特定目的基金の増(112億円増)により、全体として8.7%増加した。



(4) 地方債残高 3兆356億円 (前年度比 210億円 H21末 3兆566億円)

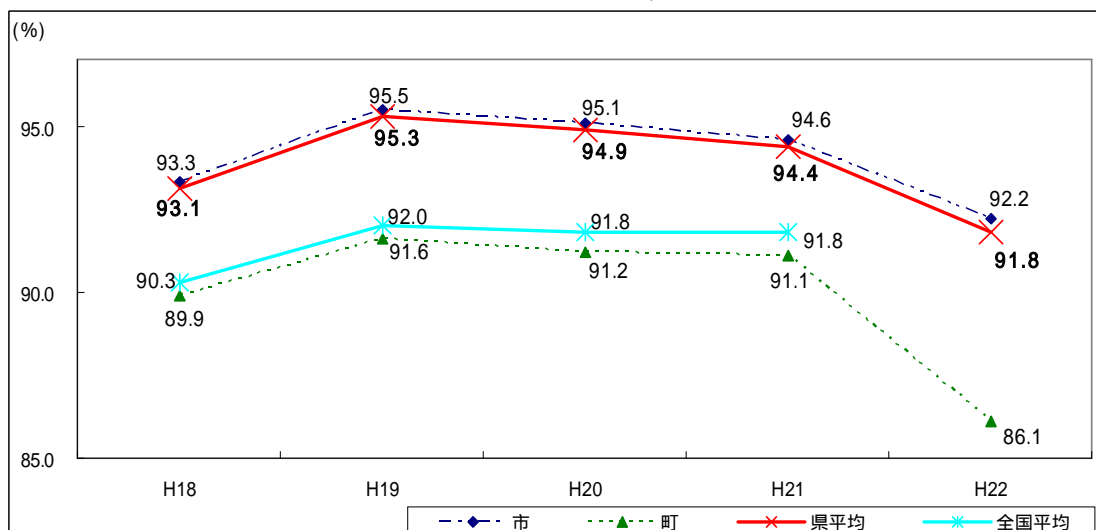
- ・ 繰上償還の実施や近年の投資的経費の減少傾向を反映し、全体で0.7%減少した。
- ・ 平成11年度以降、引き続き減少している。



4 財政指標等

(1) 経常収支比率 91.8% (前年度比 2.6% H21 94.4%)

- ・ 地方交付税の増に伴い、経常収入の増加が経常経費の増加を上回ったことにより、前年度から2.6%改善した。
- ・ 市平均は92.2%、町平均は86.1%で、いずれも前年度から改善しているが、経常経費のうち市のみが負担している生活保護費が増加していることから、改善幅は市の方が小さくなっている。



(2) 健全化判断比率・・・【別紙1】

以下の健全化判断比率は、22年度決算に基づく各市町の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、今後、変動する場合があります。

実質赤字比率

実質赤字団体はなし

連結実質赤字比率

連結実質赤字団体はなし

実質公債費比率

早期健全化基準(25%以上)の超過団体はなし

35団体で改善、4団体で悪化(県平均12.7% 0.6ポイントの改善、H21 13.3%)

・ 地方交付税等の伸びにより標準財政規模が増加したことに加え、繰上償還に伴う公債費充当一般財源等の減少、公営企業繰出金の減少等により、35団体で数値の改善が見られた一方で、4団体で数値が悪化した。

・ 地方債許可団体(18%以上)は、洲本市他3団体が18%を下回ったことから10団体となった。(H21:14団体)

最高：香美町(22.8%)、最低：播磨町(3.8%)

実質公債費比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	22年度 A	21年度 B	増減 A - B	主な増減理由
1	香美町	22.8	24.6	1.8	過去の繰上償還の効果等による元利償還金等(交付税措置除き)の減(1.5億円)
2	淡路市	22.5	23.2	0.7	地方交付税等の増加による標準財政規模(交付税措置除き)の増(12.2億円)
3	篠山市	22.5	22.7	0.2	地方交付税等の増加による標準財政規模(交付税措置除き)の増(9.8億円)

主な増減理由については、H22年度とH19年度の増減内容を記載

将来負担比率

早期健全化基準(350%以上)の超過団体はなし

全団体で改善(県平均127.7% 13.9ポイントの改善、H21 141.6%)

・ 地方交付税等の伸びにより標準財政規模が増加したことに加え、繰上償還に伴う地方債現在高の減等により、全団体で数値が改善した。

最高：篠山市(256.4%)、最低：播磨町(106.0%)

将来負担比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	22年度 A	21年度 B	増減 A - B	主な増減理由
1	篠山市	256.4	289.0	32.6	新規発行額の抑制による地方債現在高の減(25.5億円)
2	淡路市	238.4	286.5	48.1	繰上償還等に伴う地方債現在高の減(39.7億円)
3	上郡町	235.3	256.5	21.2	播磨高原広域事務組合の上下水道事業に係る繰上償還等による負担金の減(3.6億円)

(3) 資金不足比率・・・【別紙2】

経営健全化基準の超過団体はなし

資金不足が生じている事業数は、昨年度から2事業減少し、8事業(病院5、観光1、交通2)となった。

【参考】平成22年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表

（単位：百万円、％）

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支	実質単年度収支	基金残高			地方債現在高		経常収支比率	増減	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)	
	増減率	増減率	増減率	増減率			増減率	増減率	うち 財政調整基金	増減率	増減				
1 神戸市	794,584	2.0	785,184	2.2	78	894	47,605	15.8	309	1,182,038	0.7	96.4	1.5	385,968	
2 姫路市	224,999	2.8	216,628	3.3	6,049	510	45,798	17.5	10,337	202,146	2.9	81.8	3.5	116,349	
3 尼崎市	202,970	4.7	202,841	4.8	22	2,220	18,589	7.9	3,573	282,290	4.6	95.5	0.7	98,890	
4 明石市	98,738	1.9	96,526	0.6	2,046	1,494	8,163	0.4	3,723	101,573	0.3	93.1	0.6	54,403	
5 西宮市	160,027	1.0	156,047	2.8	3,608	3,633	17,350	3.7	10,424	170,825	4.3	96.3	3.2	96,365	
6 洲本市	26,874	12.8	25,603	9.9	1,130	970	3,744	12.2	1,830	41,670	2.0	88.5	5.7	13,956	
7 芦屋市	42,013	0.3	41,471	0.9	430	135	17,288	0.6	6,719	74,528	8.2	107.5	10.1	23,542	
8 伊丹市	65,540	1.1	64,325	0.0	1,099	4,182	10,366	63.4	6,931	66,021	1.8	88.3	10.4	37,636	
9 相生市	12,692	5.2	12,167	6.1	446	1,047	4,177	32.3	2,532	14,034	2.4	88.5	6.4	8,285	
10 豊岡市	49,156	2.1	48,213	1.7	762	1,595	13,680	5.5	4,849	59,584	4.5	87.0	0.1	29,330	
11 加古川市	81,811	4.8	81,127	4.9	386	64	13,224	13.2	4,605	81,709	2.9	88.7	3.8	47,569	
12 赤穂市	20,192	6.2	19,810	5.7	288	246	2,850	40.9	801	22,977	1.7	84.7	5.8	12,264	
13 西脇市	19,428	0.8	18,790	1.5	586	44	5,673	20.1	3,047	15,569	3.6	89.3	0.7	11,803	
14 宝塚市	71,809	3.4	70,359	2.9	836	989	11,032	9.1	4,332	79,783	1.2	95.8	3.4	42,183	
15 三木市	29,625	0.2	29,548	0.5	66	411	6,474	6.1	2,552	31,382	5.5	94.1	2.8	19,026	
16 高砂市	34,397	9.2	33,979	9.7	396	483	3,010	26.0	2,475	27,445	4.9	87.9	3.5	19,634	
17 川西市	46,796	1.2	46,237	0.9	473	293	4,871	25.2	916	53,993	0.8	93.3	0.6	28,600	
18 小野市	18,816	6.8	18,431	6.4	279	83	7,770	4.7	3,149	13,841	0.9	85.8	5.8	11,279	
19 三田市	36,200	3.7	35,400	4.8	383	278	15,880	0.1	3,605	45,662	2.4	93.4	4.8	22,570	
20 加西市	19,308	4.4	18,620	2.2	611	798	2,646	20.4	1,392	14,778	4.1	87.8	3.3	11,887	
21 篠山市	24,656	4.6	24,156	4.5	435	2,317	9,829	35.5	6,021	38,117	6.3	85.2	3.7	16,508	
22 養父市	22,237	2.6	21,286	2.0	841	1,468	5,873	64.1	1,861	28,556	2.6	82.9	4.6	13,600	
23 丹波市	37,603	0.3	35,542	0.0	1,710	2,559	14,134	10.7	6,054	38,221	4.2	82.2	5.9	22,775	
24 南あわじ市	26,722	0.1	25,693	1.1	717	1,361	6,758	24.4	944	38,760	5.2	83.9	5.6	16,914	
25 朝来市	21,845	3.1	20,343	0.0	1,234	574	9,683	5.9	5,276	30,079	2.1	87.7	1.6	13,072	
26 淡路市	27,989	8.0	27,630	7.7	82	667	4,605	50.5	1,329	50,938	7.2	90.5	2.3	18,598	
27 穴穂市	27,002	4.7	25,958	4.4	819	1,022	5,794	16.6	1,891	33,858	0.1	93.2	2.3	15,509	
28 加東市	18,607	2.5	17,784	2.1	763	467	7,943	14.9	3,919	16,865	0.6	82.9	7.9	11,708	
29 たつの市	35,377	7.1	34,694	6.0	633	1,181	11,622	17.7	4,351	38,773	0.2	86.0	7.3	21,124	
30 猪名川町	9,760	1.3	9,449	1.5	308	238	5,052	10.3	2,332	7,219	4.0	88.0	1.6	6,767	
31 多可町	13,224	9.1	12,725	9.9	335	203	5,947	5.1	2,551	17,702	1.2	90.6	5.0	8,003	
32 稲美町	10,023	5.4	9,648	5.0	350	444	2,673	25.9	1,611	8,109	2.0	82.2	2.1	6,636	
33 播磨町	10,627	4.4	9,799	3.2	818	258	6,649	6.3	4,736	8,992	2.8	82.8	16.3	6,355	
34 市川町	5,387	2.9	5,247	3.8	139	65	751	2.1	560	6,367	4.7	87.1	1.7	3,881	
35 福崎町	7,679	3.1	7,474	3.5	195	498	1,443	24.2	1,000	9,316	2.0	83.0	5.3	4,935	
36 神河町	9,674	10.4	9,414	9.8	153	429	1,721	27.3	676	10,540	0.0	89.8	3.4	5,436	
37 太子町	9,865	1.4	9,546	0.2	233	236	2,206	13.5	1,175	8,555	0.4	83.9	3.8	6,765	
38 上郡町	7,542	9.7	7,366	8.8	112	58	715	35.5	662	10,720	0.4	89.3	6.8	4,929	
39 佐用町	16,343	7.5	15,891	7.9	213	395	8,001	4.6	2,691	18,021	2.7	84.7	4.4	9,129	
40 香美町	14,168	2.9	13,729	2.2	274	273	2,609	82.8	754	19,404	3.0	86.3	4.3	8,926	
41 新温泉町	11,008	2.9	10,447	1.0	472	527	1,178	23.4	604	14,605	0.8	86.8	4.5	6,784	
合計	市計(神戸市含)	2,298,012	0.6	2,254,393	0.3	27,208	28,729	336,431	8.2	109,745	2,896,018	0.7	92.2	2.4	1,241,346
	市計(神戸市除)	1,503,428	2.1	1,469,210	1.7	27,130	29,623	288,825	13.6	109,436	1,713,980	0.6	90.3	2.8	855,379
計	町計	125,298	1.5	120,734	0.9	3,601	3,509	38,944	13.3	19,353	139,550	1.4	86.1	5.0	78,547
	県計(神戸市含)	2,423,310	0.7	2,375,128	0.3	30,809	32,238	375,374	8.7	129,097	3,035,567	0.7	91.8	2.6	1,319,893
	県計(神戸市除)	1,628,726	2.0	1,589,944	1.6	30,732	33,132	327,769	13.6	128,789	1,853,529	0.7	89.9	3.1	933,925

注1 経常収支比率の合計欄は加重平均。

【別紙1】県内市町の健全化判断比率一覧

(単位: %)

市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
		(参考) 早期健全 化基準		(参考) 早期健全 化基準		順位	対前年度 増減率 (は改善)		順位	対前年度 増減率 (は改善)
神戸市	-	11.25	-	16.25	12.9	14	1.0	172.4	31	3.2
姫路市	-	11.25	-	16.25	10.7	8	0.2	84.1	15	19.6
尼崎市	-	11.25	-	16.25	11.9	12	1.4	183.0	35	9.0
明石市	-	11.25	-	16.25	8.5	4	0.0	83.0	14	4.2
西宮市	-	11.25	-	16.25	10.7	8	1.1	78.3	11	13.5
洲本市	-	12.86	-	17.86	16.6	27	2.3	153.3	27	25.1
芦屋市	-	12.19	-	17.19	15.3	25	2.6	181.6	34	9.2
伊丹市	-	11.52	-	16.52	7.8	3	0.1	70.2	9	26.2
相生市	-	13.68	-	18.68	14.1	19	1.8	162.9	29	16.7
豊岡市	-	11.84	-	16.84	18.8	35	0.6	168.7	30	33.6
加古川市	-	11.29	-	16.29	8.8	5	0.2	67.5	8	10.1
赤穂市	-	13.03	-	18.03	12.3	13	1.9	180.3	33	38.8
西脇市	-	13.08	-	18.08	13.3	17	1.5	103.9	20	11.4
宝塚市	-	11.40	-	16.40	9.2	7	0.2	78.5	12	10.1
三木市	-	12.54	-	17.54	13.1	15	0.4	46.9	6	18.9
高砂市	-	12.52	-	17.52	8.8	5	1.3	99.2	19	20.5
川西市	-	11.87	-	16.87	11.0	11	0.1	159.2	28	4.5
小野市	-	13.14	-	18.14	13.1	15	0.6	(18.9)	1	20.3
三田市	-	12.26	-	17.26	14.6	21	1.1	(2.3)	1	12.4
加西市	-	13.07	-	18.07	18.6	33	1.7	120.0	23	33.2
篠山市	-	12.68	-	17.68	22.5	39	0.2	256.4	41	32.6
養父市	-	12.89	-	17.89	18.7	34	2.9	144.8	25	42.8
丹波市	-	12.25	-	17.25	14.6	21	0.9	85.8	16	25.9
南あわじ市	-	12.65	-	17.65	18.2	32	1.6	185.5	36	39.4
朝来市	-	12.94	-	17.94	17.9	31	1.0	119.9	22	18.4
淡路市	-	12.56	-	17.56	22.5	39	0.7	238.4	40	48.1
宍粟市	-	12.74	-	17.74	20.0	37	0.4	192.9	37	10.8
加東市	-	13.09	-	18.09	16.7	28	2.5	21.0	5	43.6
たつの市	-	12.39	-	17.39	14.8	23	0.2	80.1	13	38.8
猪名川町	-	14.13	-	19.13	4.3	2	0.5	(92.6)	1	10.7
多可町	-	13.75	-	18.75	16.7	28	1.3	60.2	7	27.8
稲美町	-	14.18	-	19.18	10.9	10	1.0	70.6	10	27.2
播磨町	-	14.29	-	19.29	3.8	1	0.3	(106.0)	1	20.3
市川町	-	15.00	-	20.00	17.4	30	0.4	141.1	24	14.7
福崎町	-	15.00	-	20.00	15.0	24	1.3	152.9	26	28.1
神河町	-	14.73	-	19.73	21.2	38	1.3	108.2	21	62.6
太子町	-	14.13	-	19.13	14.0	18	1.4	95.8	18	24.2
上郡町	-	15.00	-	20.00	16.5	26	0.5	235.3	39	21.2
佐用町	-	13.49	-	18.49	14.1	19	0.9	87.4	17	27.9
香美町	-	13.53	-	18.53	22.8	41	1.8	196.3	38	14.1
新温泉町	-	14.12	-	19.12	18.9	36	0.0	174.3	32	2.5
市平均	-	/	-	/	12.6	/	0.6	130.2	/	13.4
市平均(神戸市除)	-	/	-	/	12.5	/	0.4	111.5	/	17.8
町平均	-	/	-	/	14.5	/	0.8	87.8	/	22.3
県平均	-	/	-	/	12.7	/	0.6	127.7	/	13.9
県平均(神戸市除)	-	/	-	/	12.6	/	0.5	109.6	/	18.1
							35団体で改善、4団体で悪化	全団体で改善		

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「-」で表示。

注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「-」で表示。(下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)

注3 順位は、比率の低い順。

注4 平均は、加重平均による。

【別紙2】 資金不足比率の状況

事業	団体	H22年度			H21年度		備考
		資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	解消予定 年度	資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	
病院	三木市	968	19.4	H25	831	17.9	・経営改善の取組を進めた結果、経営健全化計画上の資金不足比率は23.7%であったが、実績では20%を下回った ・なお、H25.10に小野市との統合による企業団立の新病院を設立することに伴い、三木市の病院事業は廃止予定
	川西市	482	12.6	H24	539	14.6	経営改善等の取組を進めた結果、資金不足が減少
	たつの市	37	2.6	H27	-	-	医師退職等により資金不足が発生
	新温泉町	26	2.4	H26	19	1.9	医師退職等により資金不足が悪化
	西脇市	78	1.2	H24	502	8.8	医業収益の増加により資金不足が減少
	西宮市	-	-	-	299	7.0	一般会計からの長期貸付により資金不足を解消
	宝塚市	-	-	-	39	0.4	他会計からの長期貸付により資金不足を解消
市場	伊丹市	-	-	-	6	8.4	営業収益の改善、経費削減により資金不足を解消
観光	たつの市	142	15.4	未定	47	4.7	・売上げの減少により、資金不足比率が悪化 ・経営健全化に向け、運営の検討を行う予定
交通 (自動車 運送)	尼崎市	498	18.2	未定	184	5.9	・高齢者パス有料化の影響で収益が悪化し、資金不足比率が悪化 ・厳しい経営状況を踏まえ、持続可能なサービスの方向性を整理し、公営企業審議会等に諮った上で、市としての考え方を決定する予定
	神戸市	1,088	9.5	H28	1,242	10.6	償還の進捗による企業債の元金償還額の減等により、資金不足比率が改善

経営健全化基準・・・資金不足比率20%以上

用語集

1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額 - 歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支 - 前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 起債繰上償還額 (任意に行ったもの) - 財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な黒字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p> 経常経費：人件費、扶助費、公債費等 経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等 </p> <p>H13以降においては、経常一般財源に、減税補填債及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19以降減税補填債に替えて減収補填債特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時の財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left[\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	

3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>公営事業会計... 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>特別会計... 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債（又は臨時財政対策債発行可能額）は、通常の地方債とは異なり、各指標（経常収支比率、実質公債費比率等）の算定において一般財源として取り扱う。</p>

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

基準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準(値)」、「財政再生基準(値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準(値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準(値)		財政再生基準(値)	
	市町村	(参考)都道府県	市町村	(参考)都道府県
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25～15.0%	3.75%	20.0%	5.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25～20.0%	8.75%	30.0% (20、21年度は40.0% 22年度は35.0%)	15.0% (20、21年度は25.0% 22年度は20.0%)
実質公債費比率	25.0%	25.0%	35.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	400.0% (都道府県・政令市)		

(別表2)

	経営健全化基準(値)
資金不足比率	20.0%

各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
 - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
 - 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{3ヵ年平均})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。